



長崎市 パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック

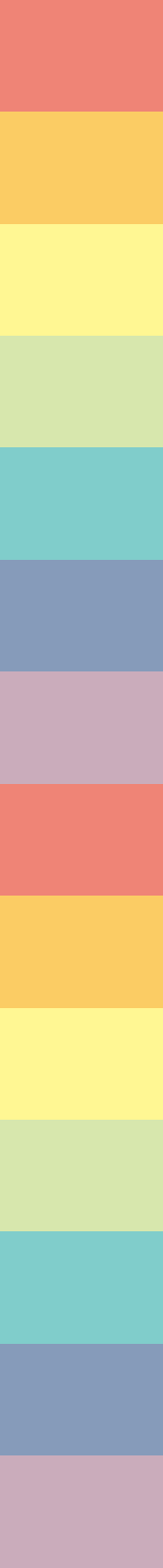


長崎市
人権イメージ
キャラクター
「ヒマワリさん」

印刷 令和元年8月
編集・発行 長崎市市民生活部人権男女共同参画室
〒850-0874 長崎市魚の町5番1号(市民会館7階)
電話 095-826-0026
FAX 095-826-0062
E-mail jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp
印刷業者 社会福祉法人 恵風会 そよ風の里

※この冊子は障害者の自立支援のため、障害者支援施設等に発注して作成しました。

長崎市市民生活部人権男女共同参画室



もくじ

01	パートナーシップ宣誓制度とは？	
	制度の目的	… 1
	利用対象者	… 1
	制度の効果	… 2
	事業者の皆さまへ	… 2
02	企業による取り組み	
	取り組みを進める上での視点	… 3
	考えられる具体的な取り組み例	… 4
03	性的少数者に関する基礎知識	
	性に関する3つの指標	… 5
	性的少数者の割合	… 5
	性的少数者が直面する困難	… 6
	就労の場で直面する困難	… 7
04	手続き方法	
	宣誓から受領証交付までのながれ	… 8
	対象者の要件	… 9
	(参考)	
	長崎市パートナーシップの宣誓の 取扱いに関する要綱	… 10
	相談窓口	… 13

パートナーシップ宣誓制度とは？

制度の目的

長崎市では、どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められるよう、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築するため、性的少数者のカップルのお二人が、その関係性を市長に対して宣誓した事実を証明することで、多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことを目的として令和元年9月から開始します。



利用対象者

一方又は双方が性的少数者のカップルが対象です。

具体的には、戸籍上同性のカップルに限らず、同性カップルの中には、一方がトランスジェンダー（性同一性障害など）であることにより戸籍上は異性のカップルという例もあるため、様々なケースの性的少数者のカップルが対象となります。



戸籍上
女性



戸籍上
女性



戸籍上
男性

戸籍上
女性



戸籍上
女性

戸籍上
男性

制度の効果

この制度は、法律上の婚姻とは異なるものです。そのため、相続や税制面など法律上の効果はありませんが、性的少数者のカップルが
ありのままの姿で社会の一員として認められるよう、長崎市がその関
係を尊重し、社会生活上の支障を軽減しようと支援することは、性の
多様性が尊重される社会の実現に向けたひとつのステップとして意義
があることです。

長崎市の行政サービスで手続きが可能になるものや、民間事業者の
顧客向けサービスや従業員への福利厚生面において可能な事例も
少しずつ増えてきています。制度の認知や理解がもっと広まること
で、可能な手続きが増えていくものと考えています。

事業者の皆さまへ

長崎市では、
この制度の有効性を高めるために、
事業者の皆さまに
性的少数者の方々の置かれた
社会生活上の現状や、直面している
困難などについて知っていただき、
パートナーシップ宣誓制度の趣旨を
ご理解いただいたうえで、
少しずつ事業活動の中に
制度を取り入れて
いただきたいと考えています。
そのために、この冊子が
お役に立てれば幸いです。

企業による取り組み

取り組みを進める上での視点

企業が、L G B Tへの適切な理解を促すと共に、その認識・需要を進める上での視点は、主に次のようなものが挙げられます。

幅広い プールからの 人材獲得と 退職の抑制

「L G B Tフレンドリー(※)」を打ち出すことで、L G B T当事者である優秀な人材のみならず、当事者の周囲にいる人材を獲得し得る。また、社内のL G B T社員らによるエンゲージメント(会社への忠誠心)の向上にもつながる。

※L G B Tフレンドリー:L G B Tを差別せず、友好的な関係を築こうとすること。

L G B Tを含め多様性を尊重する社内風土が醸成され、個々人の能力を最大限発揮できる環境が整備されることで、生産性が向上する。

働きやすい 社内環境の 整備による 生産性の 向上

自社の ブランド 価値向上

先進的な取り組みを進める企業として、広く世間に対してメッセージを発信することができ、自社のブランド価値向上につながる。

L G B Tへの人権侵害による訴訟等のリスクを回避できると同時に、自社の社員を人権侵害の被害から保護することができる。

法的リスク 回避と 社員の 人権保護

ビジネスの 拡大

L G B Tへの理解を深めることで、同性パートナーの存在を念頭に置いた商品の開発等、ビジネスの拡大につながる。

考えられる具体的な取り組み例

企業がLGBTに関する取り組みを進めるうえでは、まずはLGBTへの理解を促進し、多様な人材の存在を前提とした環境・制度の整備を進めることが求められます。

たとえば

- 1 性的指向・性自認等に基づくハラスメント等の禁止を社内規定等に明記
例)「性的指向・性自認」による差別の禁止を明記
- 2 福利厚生適用範囲拡大等、人事制度の改定
例)同性パートナーにも配偶者に準じた取扱を適用(介護育児休暇等)
- 3 社内セミナー等の開催
例)人事、組織責任者、全社員の順に研修を実施
- 4 LGBTの社員に向けた社内相談窓口の設置
例)LGBTに関する研修を受講した相談員が対応
- 5 性別を問わないトイレ等、職場環境の整備
例)多目的トイレの設置
- 6 採用活動におけるLGBTへの配慮
例)エントリーシートの性別欄を任意記載とする等
- 7 LGBTに配慮した商品・サービスの開発
例)携帯電話サービスの「家族割」の適用対象を同性パートナーにも拡大。
生命保険契約の死亡保険金受取人を同性パートナーに指定できるよう変更。
- 8 LGBTに関連する社外イベントへの協力
例)work with Pride、TOKYO RAINBOW PRIDE

出典：ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて(2017年5月16日)/
一般社団法人 日本経済団体連合会

性的少数者に関する基礎知識

性に関する3つの指標

指標	説明	少数者とされる例
戸籍上の性	主に、出生時に医師が外性器を見て判断する性	性分化疾患⇒性分化とは、性染色体に基づき精巣や卵巣が発育し、男女それぞれに特徴的な内性器や外性器が造られる過程を指すが、性分化のステップの何らかにトラブルが生じて起こる疾患のこと。
性的指向	恋愛や性愛の傾向。異性愛や同性愛、両性愛等	女性に恋愛感情を抱く女性 ⇒レズビアン(L) 男性に恋愛感情を抱く男性 ⇒ゲイ(G) 男女両方に恋愛感情を抱く方 ⇒バイセクシュアル(B)
性自認	自分の性別をどのように認識しているか	出生時に割り当てられた性に違和感を持つ人 ⇒トランスジェンダー(T) (性同一性障害者など)

一般的に、戸籍上の性と性自認が一致し、恋愛の対象が異性であることが典型とされますが、この典型に当てはまらない人を性的少数者といい、性的少数者の総称のひとつとして一般的に「**LGBT**」という言葉が多く使われています。

性的少数者の割合

11人に1人はLGBTであるという調査結果(※)がありますが、これは、血液型AB型や、左利きの日本人のかたの割合と同じくらいと言われています。

※電通ダイバーシティラボ「LGBT調査2018」

性的少数者が直面する困難

性的少数者は、周囲の理解不足や、生活環境や社会制度の未整備によって社会生活上の様々な面で生きづらさを抱えています。

たとえば

学校で

・
仕草が女みたいだと言われ、
仕草をまねされたり、
笑いのネタにされた。



病院で

・
パートナーが入院したが、
病室での付き添いや看護を
させてもらえなかった。



民間サービスで

・
パートナーと結婚式を挙げよう
としたら、同性であることを
理由に拒否された。



福祉施設で

・
高齢の性的少数者が差別を
恐れずに安心して通える
社会福祉施設がない。

就労の場で直面する困難

場 面	直 面 す る 困 難
求 職 ・ 就 職 活 動	・就職活動の際、履歴書の性別に現在生活している性別を記載した結果、「詐称だ」と言われた。 ・トランスジェンダーであることを伝えたら内定を取り消された。
規 則 ・ 環 境 整 備	・職場に性的指向や性自認について対応できる相談窓口がなく、相談することができなかった。
い じ め ・ ハラスメント・ 無 理 解	・営業職を希望していたが、「オカマっぽい人に営業はやらせられない」と言われ、業務内容を制限された。
カミングアウト・ アウティング(※)	・カミングアウトしたら、「あいつはホモ/レズだから気をつけろ」と職場内でいいふらされた。
人 事	・職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず、昇進・昇格できなかった。
服 務	・性別違和があるにもかかわらず、戸籍性の姿を強制されたり、性自認の性別の服装を批難され、苦痛を感じた。
福 利 ・ 厚 生	・パートナーやパートナーの親族との死別の際、使用者に対して、慶弔休暇・忌引きを申し込もうとしたが、配偶者等ではないことを理由に拒否された。

※カミングアウト：自分の性的指向などを他人に打ち明けること。

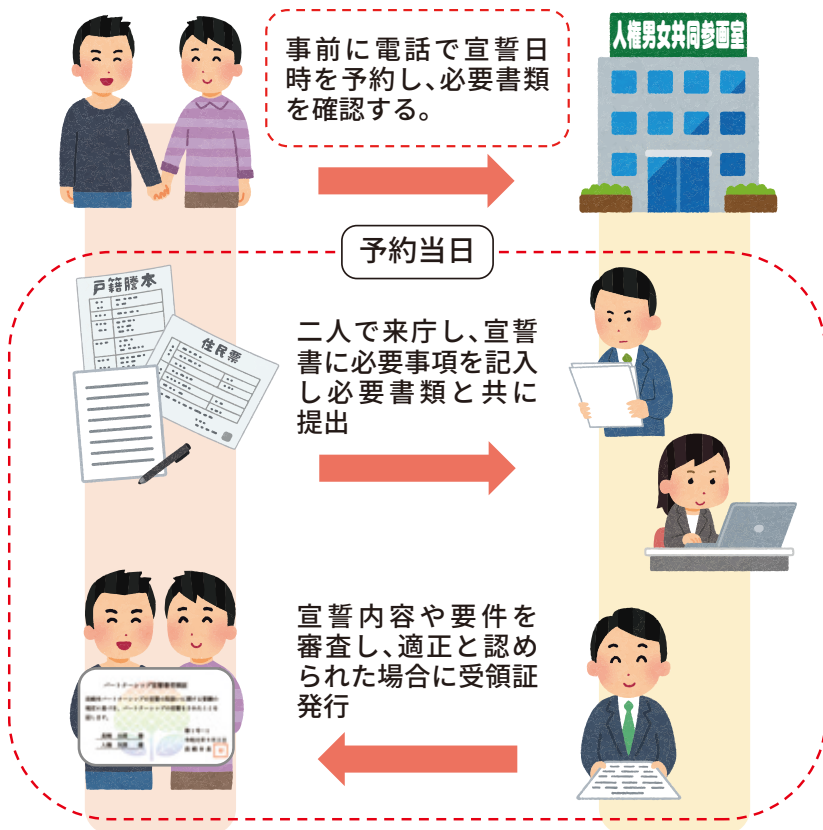
※アウティング：他人の秘密(性的指向など)を暴露すること。

出典：性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第3版)/
性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

04

手続き方法

宣誓から受領証交付までのながれ



お手続き場所

長崎市市民生活部人権男女共同参画室
長崎市魚の町5番1号（市民会館7階）

tel:095-826-0026

宣誓書受付時間

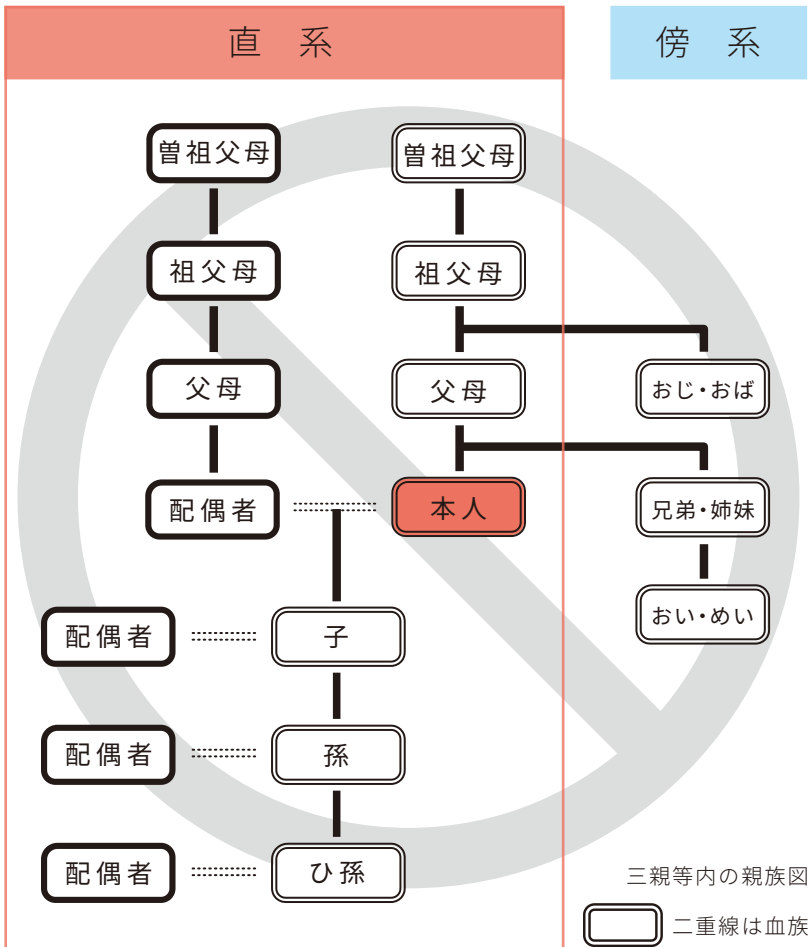
平日8:45～16:00

事前予約受付時間

平日8:45～17:30

対象者の要件

- ・成年であること（民法の規程による）
- ・長崎市に住民登録があること（転入予定含む）
- ・独身であること
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップ関係でないこと
- ・宣誓者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族、若しくは直系姻族の関係でないこと



長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するためには、全ての人の人権が共に尊重される必要があり、人権課題の一つである性的少数者については、どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められるよう、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築するため、長崎市パートナーシップ宣誓制度を設け、本市におけるパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、性的少数者の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と違和をもつ者をいう。
- (2) 性的指向 恋愛感情や性的な関心が異性、同性又は両性かを示す概念をいう。
- (3) 性自認 自らの性別に係る認識のことをいう。
- (4) パートナーシップ関係 一方又は双方が性的少数者である二人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ関係にある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方がともに成年であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、本市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に自書し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自書できないときは、宣誓をしようとする者の立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

- (1) 住民票抄本
 - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
 - (3) 市内に住所を有していない場合、市内への転入を予定していることが確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| (1) 運転免許証 | (5) 在留カード |
| (2) 旅券 | (6) その他官公庁が発行した免許証、許可証、 |
| (3) 住民基本台帳カード(写真付きに限る。) | 資格証明書等で、その他これらに類するもの |
| (4) マイナンバーカード | であって、本人の顔写真が貼付されたもの |

(通称名の使用)

第5条 性別違和、外国人住民等の理由により、氏名以外の呼称を使用している者は、その呼称が国内において社会生活上通用しているものと認められる場合には、宣誓書においてその呼称を通称名として使用することができるものとする。この場合において、市長は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類の提出を求めるものとする。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、宣誓をした者がその要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式。以下「受領証」という。)に収受印を表示した宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者は、当該受領証を紛失し、毀損し、若しくは汚損したとき又は氏名等の変更があったときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(第3号様式。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。この場合において、受領証の毀損又は汚損に係る再交付にあつては、既に交付した受領証を、氏名等の変更に係る再交付にあつては、既に交付した受領証及び変更内容の分かる書類を当該申請書に添付しなければならない。

2 市長は、受領証の再交付を受けようとする者が、前項の規定による提出をするときは、第4条第2項各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

4 第1項の規定により受領証の再交付を受けた者は、紛失した受領証を発見したときは、速やかに発見した受領証を市長に返還しなければならない。

(受領証の返還)

第8条 宣誓をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(第4号様式)に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ関係が解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 第3条第2号及び第3号に掲げる要件に該当しなくなった場合

(パートナーシップ宣誓の取消し)

第9条 市長は、宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を取り消した場合は、第6条の規定により交付を受けた受領証の返還を求めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

パートナーシップ宣誓書

私たち と は、長崎市パートナーシップの宣誓の
取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名
します。

年 月 日

住所

氏名
(通称名)

住所

氏名
(通称名)

(代筆者)

住所

氏名

第2号様式（第6条関係）

(表)

パートナーシップ宣誓書受領証

長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたこと
を証します。

第 一 号
年 月 日
長 崎 市 長 印

(裏)

長崎市は、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする社
会の実現をめざしています。
この受領証は、法律上の効果が生じるものではありません
が、お二人が人生のパートナーとして日常生活において相
互に協力し合うことを宣誓したことを証することにより、
お二人がいきいきと輝き、活躍されることを期待していま
す。
この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解
くださいますようお願いいたします。

特記事項

第3号様式（第7条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受け
たいので、長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、次のとおり
申請します。また、紛失した受領証を発見した場合は、速やかに返還します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
(2) 毀損
(3) 汚損
(4) 氏名等変更

年 月 日

住所

氏名
(通称名)

住所

氏名
(通称名)

(代筆者)

住所

氏名

第4号様式（第8条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、受領証を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) パートナーシップ関係の解消
(2) 当事者の死亡
(3) 長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条第2号及び第3号に掲げる要件
に該当しなくなったこと。

年 月 日

住所

氏名
(通称名)

住所

氏名
(通称名)

(代筆者)

住所

氏名

相 談 窓 口

パートナーシップ宣誓制度についてのお問い合わせは
長崎市人権男女共同参画室 **tel:095-826-0026** まで

長崎県人権教育啓発センター「L G B T相談デー」

L G B T等の性的少数者のかたやその家族、友人のかたなどからの様々な悩みについて電話相談に応じます。専門の相談員（臨床心理士）が対応します。

tel:090-5939-5095（専用ダイヤル）

毎月第3土曜日 9:30～13:00

お問い合わせ 長崎県人権・同和対策課（電話095-826-5115）

長崎市人権男女共同参画室 アマランス相談（一般相談）

夫婦や家族、恋人のこと、職場や地域での人間関係、セクハラ、DVなどについて、電話又は面談で悩みをお聞きます。

tel:095-826-4417

毎日10:00～12:00、13:00～16:00
（年末年始を除く。予約優先。）

みんなの人権110番

人権が侵害されたと思ったら一人で悩まずに相談してください。
法務局職員又は人権擁護委員が対応します。

tel:0570-003-110

8:30～17:15（土日、祝日、年末年始を除く。）

総合労働相談コーナー

長崎労働局が、雇用に関する相談に電話又は面談で応じます。
女性相談員がいます。

tel:095-801-0023

8:30～17:15（土日、祝日、年末年始を除く。）

※いずれも相談無料（通話料は自己負担）